



平成 22 年 3 月 5 日

各 位

会社名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 山本 亜土
コード番号 9048
上場取引所 東証・名証各第一部
問合せ先 取締役財務部長 後藤 卓郎
T E L 052-588-0822

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 5 日開催の取締役会の決議に基づき、第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決定いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額（各社債の金額 100 円につき金 100 円）と異なる価格（発行価格、各社債の金額 100 円につき金 102.5 円）で一般募集を行います。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は昨年 3 月に、2009 年度から 2011 年度までの 3 ヶ年計画である「名鉄グループ新・中期経営計画」を策定いたしました。当社はこの期間を 2006 年度から 2008 年度までの「名鉄グループ新 3 ヶ年経営計画」に引き続いて、危機感を持って経営改革に取り組み、長期的な展望を拓く為の 3 年間と位置づけております。その為に、「交通ネットワークの充実」、「生活サービス・都市開発事業の強化」、「グループ経営改革の推進」の 3 項目を重点テーマとして、厳しい経営環境下でも乗り切れる強靱な経営体質を志向した諸施策を実行してまいります。

景気は製造業を中心に回復しつつありますが、サービス業を中心とする当社グループについては依然として厳しい経営環境が続いております。こうした状況の中、当社グループは中期経営計画に基づき、グループ経営体質の見直し及び効率化を図るため、社内に「グループ経営改革委員会」を立ち上げ、事業セグメントごとに具体的な対策を検討しているところでございます。これにより、売上げの大幅な回復が期待できない中、今後の増収に向けた施策及び経費削減による利益確保に向けた取り組みをグループ全体で行ってまいります。

今般の転換社債型新株予約権付社債発行による調達資金は、償還期限を迎える第 8 回転換社債型新株予約権付社債の償還資金に 50 億円を充当するほか、残額を上記重点テーマの中にある IC カード導入への投資に充当いたします。IC カード導入はお客様の利便性向上を図るほか、同時に導入される電子マネーのネットワーク化の推進により、流通事業や駐車場事業などのグループ各社の増収にも寄与するものであります。また、中期的には新株予約権付社債の株式への転換により株主資本が増強され、財務体質の強化に繋がり、「名鉄グループ新・中期経営計画」をより実りあるものにできると考えております。

記

1. 社債の名称 名古屋鉄道株式会社第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
（以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 100 億円
3. 各社債の金額 金 100 万円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第 32 項に定める。以下同じ。）

ご注意：この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 利率 年 0.5%
6. 払込金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
7. 発行価格 各社債の金額 100 円につき金 102.5 円
8. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還の場合は、第 12 項第(3)号または第(4)号に定める金額とする。
9. 新株予約権または社債の譲渡 本社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 担保・保証の有無 本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
11. 社債管理者 株式会社三菱東京UFJ銀行
12. 償還の方法及び期限
- (1) 本社債は、平成 27 年 3 月 31 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては本項第(3)号または第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
- (2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 組織再編行為による繰上償還
- ① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当社が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から 30 日以内に到来する場合には、本①に定める公告を行った日から 30 日目以降の日とする。）の 30 日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

ご注意： この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債券の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債券発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ						
	70	80	90	100	110	120	130
平成 22 年 3 月 25 日	97.49	100.02	102.90	106.69	112.27	120.14	130.00
平成 22 年 4 月 1 日	97.50	100.03	102.90	106.69	112.26	120.13	130.00
平成 23 年 4 月 1 日	98.45	101.25	103.59	106.50	111.78	120.01	130.00
平成 24 年 4 月 1 日	98.82	103.24	103.95	104.63	110.71	120.00	130.00
平成 25 年 4 月 1 日	97.28	97.78	99.58	103.68	110.53	120.00	130.00
平成 26 年 4 月 1 日	98.47	98.57	99.55	103.10	110.21	120.00	130.00
平成 27 年 3 月 30 日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

（注）上記表中の数値は、平成 22 年 3 月 2 日（火）現在における見込みの数値であり、平成 22 年 3 月 15 日（月）から平成 22 年 3 月 17 日（水）までの間のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

- ③ 「参照パリティ」は、（イ）当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額（第 14 項第(6)号③に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、（ロ）上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。）が決議または決定された日（決議または決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(8)号、第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(4)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

ご注意： この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

④ 参照パリティまたは償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ) 参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ) 参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤ 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称している。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称している。

(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

⑦ 当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) 上場廃止等による繰上償還

① (イ) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し（ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

② 上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ) 当該公開買付けの対価が金銭のみである場合

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第14項第(8)号、第(10)号、第(11)号または第(15)号に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

- ③ 本号①にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。
 - ④ 当社が本項第(3)号及び本号の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(3)号の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前に本号①に基づく公告が行われた場合には、本号の手続が適用される。
 - ⑤ 当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。
- (5) 本項第(3)号及び第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第14項第(4)号に従って本新株予約権が行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (6) 当社は、払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでも本社債を買入れることができる。かかる買入れを行った場合には、当該本社債の社債部分を消却するものとし、この場合において当該本社債に付された本新株予約権については第14項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

13. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年9月30日を第1回目の利息を支払うべき日（以下、本社債の利息が支払われるべき日を「利息支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回各々にその日までの半か年分を支払う。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
- (3) 払込期日の翌日から平成22年3月31日までの利息及び半か年に満たない期間に係る利息は、その半か年間の日割りをもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。
- (6) 第1回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10,000個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の総額を本項第(6)号③に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使請求期間
本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成22年5月6日から平成27年3月27日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、行使請求することができる。ただし、以下の期間については行使請求をすることができない。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）
 - ② 本社債の利息が支払われる日の前営業日
 - ③ 振替機関が必要であると認めた日
 - ④ 第12項第(3)号または第(4)号に定めるところにより平成27年3月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
 - ⑤ 第19項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
 - ⑥ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債の社債部分を消却した場合における当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債の社債部分を出資するものとする。
 - ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
 - ③ 転換価額は、未定とする。ただし、転換価額は本項第(8)号乃至第(15)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社の普通株式1株あたりの価額をいう。当初の転換価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成22年3月15日（月）から平成22年3月17日（水）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値。）に、110%から115%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。なお、上記計算の結果算出される転換価額が227円を下回るときは、本社債の発行を中止する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 転換価額の方修正

① 平成 24 年 4 月 13 日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある 5 連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額。）が、決定日に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額を本号①に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

② 本号①の規定に関わらず、本号①により修正された金額が、当初の転換価額の 80% を下回る場合には、当該 80% にあたる金額の 1 円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第 (9) 号乃至第 (15) 号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。

③ 本号①または②により修正された転換価額は、平成 24 年 4 月 27 日（以下この日を本号において「効力発生日」という。）以降、これを適用する。

④ 決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第 (9) 号乃至第 (15) 号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本号①または②による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(9) 当社は、本社債の払込期日以降、本項第 (10) 号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

調整後
転換価額

(10) 時価下発行による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第 (14) 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第 (14) 号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準

ご注意： この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、本③に定める証券（権利）または新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券（権利）もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (11) 当社は、本社債の払込期日以降、本項第(12)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (12) ① 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に4を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成22年3月31日に終了する事業年度	1.30
平成23年3月31日に終了する事業年度	1.69
平成24年3月31日に終了する事業年度	2.20
平成25年3月31日に終了する事業年度	2.86
平成26年3月31日に終了する事業年度	3.71

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (13) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、本号及び本項第(14)号において「転換価額調整式」という。）により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (14) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、時価下発行による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(10)号④の場合は基準日）または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(10)号または第(15)号に基づき新発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(10)号②の場合には、時価下発行による転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 時価下発行による転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、会社法第445条第1項に定める払込みまたは給付をした財産の額とする。
- (15) 本項第(10)号及び第(11)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①の他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (16) 本項第(8)号乃至第(15)号に定めるところにより転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前の転換価額または調整前の転換価額、修正後の転換価額または調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法は、第27項に定める。
- (17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第35項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱うものとする。
- (18) ① 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、行使請求期間中に直近上位機関（当該新株予約権者が本社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関をいう。以下同じ。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求を行う旨を通知する。
- ② 直近上位機関に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することはできない。

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (19) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (21) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本書の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。
- (22) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (23) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第 12 項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑦の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債の社債部分に係る債務は承継会社等に承継され、当該本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本書の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債の社債部分に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に付された本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債の社債部分に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定め、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(8)号乃至第(15)号に準じた修正または調整を行う。
- ④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- ⑤ 承継新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号⑥に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項
本項第(5)号及び第(22)号に準じて決定する。
- ⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本項第(7)号に準じて決定する。

ご注意： この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

15. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した他の転換社債型新株予約権付社債または当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

16. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。
- (2) 当社が第15項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

17. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本社債以外の債務に対し担保提供を行わないことを約することができ、その場合本社債のために留保する旨の特約を社債管理者との間に締結する。
- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の①乃至⑦についても特約する。
 - ① 留保資産のうえに本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。
 - ② 当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。
 - ③ 当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
 - ④ 当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
 - ⑤ 当社は本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の書面による承諾を得て、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。
 - ⑥ 当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
 - ⑦ 前⑥の場合、留保資産のうえに担保付社債信託法第4条第1項に定める担保権を設定できないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

18. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が第15項または第16項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、または第17項により本社債のために留保資産提供を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後、第15項及び第21項第(2)号は適用されない。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできない。）。ただし、第15項または第16項第(1)号の定めるところにより当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号または第(4)号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が第12項または第13項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第15項の規定に違背したとき。

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 当社が第 14 項第(8)号乃至第(14)号、第 14 項第(20)号、第 16 項第(2)号、第 20 項、第 21 項、第 22 項第(2)号、第 23 項または第 27 項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき
- (4) ① 本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社の決算期における監査済の損益計算書（財務諸表等規則による。）に示される経常損益が 3 期連続して損失となった場合、その最終決算期（以下「最終決算期」という。）の末日より 4 か月を経過したとき。ただし、最終決算期の経常損失額がその直前期の経常損失額を下回り、かつ、3 期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生 1 期目直前期における監査済の貸借対照表（財務諸表等規則による。）に示される資本の部の金額の 30%を超えない場合には、この限りではない。
② 上記ただし書の場合で、最終決算期に引き続く決算期における経常損益が損失となり、その決算期の末日より 4 か月を経過したとき。
- (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

20. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく事業報告、貸借対照表及び損益計算書を提出し、かつ、毎事業年度の決算及び剰余金の処分（会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第 441 条第 1 項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書または四半期報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

21. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債の払込期日以降、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。
 - ③ 当社が資本金または資本準備金もしくは利益準備金を減少しようとするとき。
 - ④ 当社が会社法第 2 条第 26 号に定める組織変更をしようとするとき。
 - ⑤ 当社が会社法第 2 条第 27 号に定める吸収合併または会社法第 2 条第 28 号に定める新設合併をしようとするとき。
 - ⑥ 当社が会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割または会社法第 2 条第 30 号に定める新設分割をしようとするとき。

ご注意： この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

⑦ 当社が会社法第2条第31号に定める株式交換または会社法第2条第32号に定める株式移転をしようとするとき。

⑧ 第12項第(3)号または第(4)号に係る事実を公表するとき。

22. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

23. 繰上償還の場合の通知及び公告

(1) 当社が第12項第(3)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、当該償還日の少なくとも60日前にその旨並びにその金額及び期日その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。

(2) 当社が第12項第(4)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第12項第(4)号②ただし書の場合は60日間の末日）から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(3) 第12項第(3)号及び第(4)号の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときはこれを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

24. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

25. 社債管理者による弁済受領公告

第19項により本社債が期限の利益を喪失した場合、その後に社債管理者が当社より弁済を受けたときは、社債管理者はその旨を公告する。

26. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者は、社債管理者の事務を承継する者を定めるにあたってはあらかじめ当社と協議するものとする。

27. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、第23項第(3)号に定める方法によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

28. 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類の本社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(3) 本種類の社債の社債権者集会は名古屋市においてこれを行う。

(4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

29. 社債要項及び管理委託契約証書の公示
当社及び社債管理者は、その本店に本社債の社債要項及び管理委託契約証書の写しを備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。
30. 申込期間 転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の3営業日後の日まで。
31. 払込期日(新株予約権の割当日) 平成22年3月23日(火)から平成22年3月25日(木)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。
32. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
33. 元利金の支払 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程等の規則に従って支払われる。
34. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行
35. 行使請求受付場所 株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部
36. 募集方法 一般募集
37. 引受会社 大和証券キャピタル・マーケット株式会社を主幹事とする引受団
38. 申込取扱場所 引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
39. 引受会社の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格と引受会社より当社に払込まれる金額(本社債の払込金額)との差額の総額を引受会社の手取金とする。
40. 取得格付 A- (株式会社日本格付研究所)
BBB+ (株式会社格付投資情報センター)
41. 上場申請の有無 有(株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所)
42. 振替機構への同意 平成20年9月29日同意書提出
43. 上記に定めるもののほか、本社債の発行に関し必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
44. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

本社債による調達資金につきましては、50 億円を第 8 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当し、残額を IC カードの導入をはじめとした省力化工事への設備資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

IC カード導入によりお客様の利便性向上を図り、当社としては保守費等の経費削減により収支改善効果を見込んでいるほか、電子マネーのネットワーク化の推進によりグループ各社の増収にも寄与するものであります。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、当社を取り巻く経営環境及び経営基盤強化に必要な内部留保の充実などを勘案し、配当を実施しております。また、当社は鉄軌道事業の公共的使命の達成を図るため、長期にわたり安定的な経営に努めるとともに、安定した配当を維持することを基本としております。

なお、平成 22 年 3 月期については、平成 22 年 3 月 5 日付「連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、剰余金の配当については、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保金の使途

当社は、内部留保資金については、長期にわたる多額の設備投資計画を安定的に推進するため、設備投資に可能な限り充当していく所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	14.62 円	14.13 円	13.16 円
1 株当たり年間配当金 (1 株当たり中間配当金)	3.75 円 (1.75 円)	4.00 円 (2.00 円)	4.00 円 (2.00 円)
実績連結配当性向	25.6%	28.3%	30.4%
自己資本連結当期純利益率	6.4%	6.3%	6.0%
連結純資産配当率	1.6%	1.8%	1.8%

(注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均値）で除した数値であります。

2. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金総額を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

ご注意： この文書は、当社が第 10 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在普通株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近の発行済普通株式数に対する潜在普通株式の比率は9.90%となる見込です。

(注) 1. 潜在普通株式の比率は、本日現在現存している平成16年12月8日発行第8回新株予約権付社債並びに同日発行された第9回新株予約権付社債及び今回発行する第10回新株予約権付社債が、全て権利行使された場合に交付される普通株式数の合計を直近の発行済普通株式数で除したものです。

2. 予想転換価額 : 第10回新株予約権付社債 301円 (平成22年3月4日の東証終値 267円の12.5%アップ)

発行済普通株式数 : 881,584,825株 (平成22年2月28日現在)

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	435円	364円	320円	292円
高 値	443円	370円	334円	327円
安 値	347円	308円	265円	263円
終 値	362円	324円	293円	267円
株価収益率(連結)	24.76倍	22.93倍	22.27倍	—

(注) 1. 平成22年3月期の株価については、平成22年3月4日現在で表示しております。

2. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は、当社が第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。